

R1. 12. 6 議会運営委員会

森田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、12月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集りいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。
なお、総務部長においては、知事引き継ぎ用務のため、9時45分を目途に退席させていただきますとの申し出があつているので、時間になれば関係職員とともに退席することについて、御了承願う。

1. 12月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

森田委員長 初めに、12月定例会の日程及び運営についてである。
最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(君塚総務部長、説明)

- ・報第3号議案については、個人情報保護の観点から、相手方の住所及び氏名を記載せずに提出することを御了承いただきたい

森田委員長 それでは、報第3号議案の個人情報の取り扱いに関することについては、後ほど御協議いただくので、それ以外の議案に関することで、何か質問はないか。

(なし)

森田委員長 次に、先ほど総務部長から説明があつた提出予定議案のうち、報第3号の専決処分報告に係る個人情報の取り扱いについてである。
経過については、先ほど説明のあつたとおりであるが、個人情報保護の観点から、相手方の住所・氏名を記載せずに議案として提出することで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

(2) 会期及び会議日程

森田委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
12月定例会の日程については、10月10日の議運で予定案としての協議をしている。
会期については、案のとおり、12月12日木曜日開会、12月26日木曜日閉会ということで、会期は15日間とし、会議日程については、資料1の日程表をごらんいただきたい。
以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

ア 質問者(会派)の発言順序

R1. 12. 6 議会運営委員会

森田委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。
質問者の発言順序であるが、申し合わせによると、自由民主党5名、県民の会1名、日本共産党2名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、
質問第1日目 12月17日火曜日 自由民主党、県民の会、日本共産党
第2日目 12月18日水曜日 自由民主党、日本共産党、自由民主党
第3日目 12月19日木曜日 自由民主党、自由民主党
の順になるかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

森田委員長 次に、発言者の制限時間については、申し合わせのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届け出

森田委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届け出についてである。
県民に広報するための本会議における発言者の届け出については、申し合わせでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

森田委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。
申し合わせでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、12月16日月曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申し合わせで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

(4) 請願書の受理期限

森田委員長 次に、請願書の受理期限についてである。
申し合わせでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、12月17日火曜日の本会議終了後1時間以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

R1. 12. 6 議会運営委員会

森田委員長 それでは、さよう決する。

(5) 閉会中の常任委員会委員長報告

森田委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。
今回は、委員長報告を行いたいとの申し出がなかったので、御報告する。

(6) 新任知事のあいさつ

森田委員長 次に、新任知事のあいさつについてである。
12月7日に新たに就任する濱田省司知事のあいさつを、慣例により、開会日の議長の諸般の報告に続いて行うことにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

(7) 平成30年度決算議案

森田委員長 次に、平成30年度決算議案についてである。
4ページの資料4、継続審査となっていた決算議案の委員会審査結果一覧表をごらんいただきたい。
これら決算議案についての議事手続であるが、決算議案を開会日の日程に上げ、委員長報告を行うことで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。
次に、委員長に対する質疑は省略することで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。
次に、討論についても省略し、採決を行うことでいかがか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。
なお、採決は、資料4の一覧表の記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了 承)

2. 高知県選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

森田委員長 次に、高知県選挙管理委員会及び同補充員の選挙についてである。
高知県選挙管理委員会から、5ページの資料5のとおり、選挙管理委員会及び同補充員の任期満了についての通知があった。
このことについて、事務局に説明をさせる。

(吉岡議事課長、説明)

- ・12月26日をもって任期満了となる。

R1. 12. 6 議会運営委員会

・慣例により閉会日に選挙をしている。

森田委員長

何か質問はないか。

(なし)

森田委員長

それでは、県選挙管理委員及び同補充員の選挙については、慣例により閉会日に行うこととし、その取り扱いについては、閉会日の議運でお諮りすることとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

それでは、ここで、開会日の議事日程表をお配りする。

(事務局、資料配付)

森田委員長

この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

(了承)

3. 常任委員会のインターネット中継について

森田委員長

次に、会派からの申し入れ事項について、御協議願う。

10月10日の議運で、次回の議運において引き続き協議することとしていた項目について、順次、御協議願う。

まず、常任委員会のインターネット中継についてである。

この件については、導入に当たっての支障や課題等の実例について整理をした。

それでは、事務局に説明をさせる。

織田政策調査
課長

それでは、6ページの資料6をごらん願う。常任委員会のインターネット中継における課題等について、御説明する。

一覧表の内容は、静岡県議会事務局がことし10月に実施した調査をもとに、また一部電話での聞き取り等により整理している。なお、内容については静岡県の御好意により、静岡県が取りまとめを行う前の資料を提供していただいております。未確定であるということをお承願う。それでは、内容を簡単に説明させていただく。

課題等について、インターネット中継を「導入済み」「検討中」「検討していない」などの5つに分けて各都道府県を整理している。

まず、1の「導入済みの都道府県」については13都道府県あり、主な課題等は、システム上のトラブル、経費、人員などとなっている。それ以外では、委員会資料や休憩時の取り扱いなどが挙げられている。なお、沖縄県及び佐賀県は「記載なし」となっているが、これは静岡県の調査票の課題等の欄には記載がなかったというものである。

次に、2の「中継設備はあるが、常任委員会のインターネット中継は実施していない都道府県」には北海道を入れているが、北海道は審議方法に特徴があり、予算議案等は予算特別委員会で審議しているということで、3つの委員会室に中継設備

R1. 12. 6 議会運営委員会

があるが、中継は常任委員会ではなく予算及び決算の特別委員会を中心に行っていると聞いている。

次に、3の「検討の結果、導入しないこととなった都道府県」が8県あり、主な課題等として、経費、人員に関するものが挙げられている。なお、各県がどのレベル、例えば議会運営委員会などで検討されたのか、詳細は確認できていない。御了承願う。

次に、4の「検討中の都道府県」が5県ある。富山県については、現在インターネットの録画中継について検討中である。また、それ以外の県では、費用、設備などが課題等として挙げられている。なお、静岡県は今回の調査依頼元であるので、記載内容が若干詳しくなっている。

最後の5、「検討していない都道府県」が19県ある。この項目は、電話で聞き取った県が多く、分かる範囲で教えてもらいたいということで各議会事務局にお聞きしているので、記載内容が簡単な県が多くなっているが、御了承願う。回答として多いのは、議員からの提案がない、設備や人員に関するものとなっている。

簡単であるが、説明は以上である。

森田委員長

それでは、資料についての御質問や御意見があれば、お願いする。

梶原委員

資料自体には特に御質問もないようなので、全国的に導入済みの県、また検討の結果導入しなかった県、まだ検討していない県、いろんな状況も出てきて、これまでいろんな資料も提出いただいて、それぞれの会派で大分議論も深まってきていると思う。この全国の状況を一度会派に持ち帰って、閉会日の議運あたりでは、インターネット中継についての会派の意見をそろそろ出したらいんじゃないかと思う。その方向でどうか、お諮りいただきたい。

森田委員長

自民党からは、そういう意見が出たが。

坂本委員

質問も熟慮したらあるのかもしれないし、持ち帰るのは異議がない。閉会日に議論することについても異議はない。ただ、今後ほかの課題がどうなるかわからないが、議会改革の検討というのが、いわば4年に1度しかやっていないという状況があると思う。今回、どういう結果になるかわからないが、もし引き続き、例えば継続して検討しようということになったときに、4年後にやるのか。毎年毎年、議会改革の課題というのは、これ以外にも全国の状況などを見たときに、新たに出てくる可能性があると思う。そういうことを考えたら、年度当初にそれぞれの会派から議会改革の課題はないのかということも議会運営委員会で協議した上で、会派からの議会改革の課題についての提案をもらおうとかしながら、常に議会改革の取り組みを継続していくということもルール化するという意味で、そのことも含めてきょうお持ち帰りいただいて、合わせて会派で検討しておいていただけたらというのが、うちの会派の意見である。

森田委員長

そういう意見があった。ほかに。

米田委員

坂本委員に異論なしで、議会基本条例を一生懸命みんなで作ったわけで、そういう点では各会派からの提案もあるし、同時に議会運営委員会、議運委員長、議長が議会基本条例の実施のイニシアチブをとってもらって、できるだけ毎年こういう

R1. 12. 6 議会運営委員会

- 状況、こんな提案ということも含めて、ぜひそういうリード、積極的な提案を含めて検討していただけたらと思う。会派は会派でももちろん考えるが、そういう双方向で、議会基本条例をつくっただけではなくて、それに基づいてどうかということも含めて検討する場が議会運営委員会だと思うので、そういったイニシアチブをもって、みんなで取り組みを進めていただけたらというふうに思う。
- 西森副委員長 きょう資料が出たので、持ち帰り検討する。
- 森田委員長 これでは、各会派の思いが出尽くしたので、基本4年に1度の検討でいいのかということを含めて今回は持ち帰るということで、閉会日に行われるであろう議運の場で、もう一度この資料をもとに協議をするということによるしいか。
- (了 承)
- 森田委員長 それでは、この件については、本日お示しした資料を会派に持ち帰り、さらに意見の調整をしていただきたいので、御了承願う。
- (了 承)

4. 傍聴機会の保障について

- 森田委員長 次に、傍聴機会の保障についてである。
- この件については、前回の協議において、傍聴時の託児サービスを実施する方向で意見が一致していたので、託児サービスの提供に当たっての具体案を事務局に検討させることとしていた。
- それでは、具体案について、事務局に説明をさせる。
- 吉岡議事課長 託児サービスの提供の具体案について、御説明する。
- 初めに、前回の議運で、県庁執行部とのコラボといったことを含めてサービス実施の検討を行うよう御意見をいただいたので、執行部との協議結果について御説明する。
- まず、執行部における託児サービスの実施状況についてであるが、現在のところ本庁舎内において県民向けの託児サービスは実施していない。本庁舎内では、いずれの所属もお子様連れの来庁を制限しておらず、来庁者御本人が子供の泣き声を気にするようであれば、場所を県民室に移しての対応も可能としているということであった。また、これまで県民から託児サービスを実施してほしいといった御要望もないとのことである。また、職員向けとして庁内託児室を設置しているが、こちらの利用もほとんどない状況となっている。
- このような状況から、執行部としては、県民の要望や県議会での利用状況を見ながら、必要に応じて検討するといった話であった。なお、執行部では、庁外で行われるイベントや講演会等の際、対象者のニーズに応じる形で事前申込型の託児サービスを提供しているケースもあるとのことである。しかし、これらは施設や会場の中、あるいはその近くに託児スペースを構えて提供しているものである。本庁舎とは離れており、また常時実施されているものでもないもので、これらと議会とのコラボといったことも、残念ながら困難と考えるところである。

R1. 12. 6 議会運営委員会

このため、事務局としては、議会単独で手間のかからない方式で先行していき、その後執行部側で何か動きが出てきたときに、改めて一緒に何かできないか検討していければと考えている。

それでは、事務局が現在想定している託児サービスの提供方法について御説明する。7ページの資料7をごらん願う。

1番、サービス提供の目的は言うまでもないが、子育て世代の方が傍聴しやすい環境の整備である。2番目として、このサービスの対象とする会議である。事務局案として、本会議と常任委員会、特別委員会、議会運営委員会と、一般傍聴が認められている会議全てとしている。ただし、こちらについては、次の3番の託児場所と合わせて、後ほど少し御議論いただければと思う。

その3番の託児場所としては、3階応接室、具体的にはこの会議室の向かいの部屋になるが、この応接室を利用することを考えている。こちらの部屋については、託児業者からも、広さのほかトイレも近いといったことから支障はないとの話をいただいている。なお、床にはマットやシートを、シッターが持参して敷くこととなっている。

ここで御議論をいただきたいが、この応接室は防音設備がとられていない。このため、ここを託児室とした場合、本会議は特に支障はないと考えるが、委員会となると、第3委員会室、第4委員会室の商工農林水産委員会、危機管理文化厚生委員会の部屋、またこの議運の会議室もそうであるが、こうした部屋と近いことから、子供さんの声が聞こえるのではないかと懸念をされる。このため、ほかの場所は想定しづらいが、託児場所はこの応接室でよいのか、対象は本会議だけにするか、委員会も含むかについて、後ほど御協議いただければと思う。

4番として費用負担である。シッターにかかる費用については、議会側で負担することとして、利用者からは徴収しない。

5番が対象児である。お預かりするお子様の年齢は託児業者が定めているが、ゼロ歳児から未就学児までとする。

次に6番、具体的な利用の手続の流れである。基本的に利用の流れは、現在行っている手話通訳サービスと同様と考えている。①として、議会事務局から託児業者に対して、議会日程が定まり次第、日程を連絡する。これは、派遣していただくシッターを仮確保しておくためである。この託児サービスは人気があるようで、ぎりぎりになると手配が往々にしてできなくなるとのことで、託児業者から「早めに連絡してくれれば、仮確保しておきます」との話をいただいているためである。また、利用がない場合は、2日前までに連絡すればキャンセル料もかからないとのことである。なお、他県の利用状況も話した上で、託児業者からこのような御提案をいただいている。

そして、②利用者から事務局に対して利用の申し込みをいただく。申込方法は、電話、ファクス、メールのいずれでも対応できるよう考えている。なお、申込期限は託児業者と協議して、今後設定したいと考えている。この申し込みがあったら、③事務局から託児業者に正式に依頼をする。その結果を、④改めて事務局から申込者に連絡することとしている。そして、⑤当日議事堂内において託児業者がサービスを提供し、利用者に利用していただく。そして利用後、後日になるが、⑥⑦託児業者から利用料の請求書を事務局にいただき、事務局が託児業者に料金を支払うといった流れで考えている。

次に、7番、安全性の確保である。安全性を確保するため、利用を想定している託児業者がとっている対策として、①有資格者を派遣することとなっている。こう

R1. 12. 6 議会運営委員会

したイベント型の託児の場合、シッターとなる方に、保育士等の資格は法的には必要ないとのことである。しかし、安全性を確保するため、派遣されるベビーシッターには、保育士や幼稚園教諭、ベビーシッター協会認定者といった資格保持者を必ず1名以上含めることとなっており、資格のない方だけで派遣されることはないということである。つまり、1名派遣される場合は有資格者の方が派遣され、2名以上になると、その中に1名以上必ず有資格者がいるということになる。

次に、②保険の加入である。ベビーシッターの過失による事故に備え、託児業者は身体や対物の保険へ加入をしている。そして③として、託児中のお子さんへの飲食提供については、アレルギーや誤嚥といったことへの安全面から、保護者が持参したものを含め、提供はしないこととしている。これについても、託児業者の方針に基づくものである。

最後に、8番サービスにかかる料金である。以前、御説明したが、託児業者が公表している料金は、ベビーシッター1人当たり1時間1,800円で利用は2時間から、遊具等の利用料が1,000円となっている。この料金から試算すると、午前中に2名の利用があるとすれば、ベビーシッターが2名必要とのことで、前後の時間を含め2.5時間が2名でシッターの料金が9,000円、遊具等の料金1,000円を合わせて1万円に消費税ということになる。

現段階で、事務局が想定している提供方法は以上である。

森田委員長

それでは、ただいま説明のあった事務局案について、御協議を願いたいと思う。対象とする会議の範囲や、託児を実施する場所などについても具体的な案が示されたが、まずは託児サービスの提供方法について、御協議いただきたいと思う。御意見をどうぞ。

大石委員

対象の年齢がちょっとどうかと思うが、おおむねいいと思う。一つだけ、サービスの流れで議会日程の連絡をまず入れて仮確保するとあるが、これまでの傾向からすると、多分そんなに申し込みがない中で仮確保するというのは、事業者に対して非常に迷惑をかけるのではないかという気がする。最初に連絡して確保というのは、ちょっと横柄じゃないかと思うが、どうか。

吉岡議事課長

おっしゃるとおりで、私どものほうもそこを懸念し、託児業者に事前にこういう状況だかと話した上で、なお向こうから御提案をいただいたものである。利用状況を見ながら、そのあたりは弾力的に運用していきたいと考えている。以上である。

森田委員長

ほかに。

米田委員

おおむねこれで結構だが、資料8ページにある授乳室が、会派で話をしたときにあればいいねと。いくつか授乳室をつくっているところがあるが、そこでできるという解釈でいいか。

吉岡議事課長

使われていないときは、そういった使い方ができるかと考えている。

坂本委員

使われていないときと言えば、逆に使っていればできないということになる。パーテーションをすとかいう形で、そこへ1人入れるような状況をつくっておけば、

R1. 12. 6 議会運営委員会

	その部屋の中でそういったことは確保できるのではないか。
森田委員長	そういう対応で十分可能ではないか。
米田委員	その方向で、なお検討していただいて。カーテンをするとか。
森田委員長	簡易な対応で。 ほかはないか。
	(な し)
森田委員長	続いて協議がある。対象とする会議の範囲だが、事務局案が出たとおり、託児を実施する場所についても、この際御協議いただきたいと思う。 事務局案に対する質問、御意見があればどうぞ。
西内(健)委員	とりあえず向かいの応接室ということなら、防音設備が必要になる可能性もあるので、一旦は本会議だけにして、運用状況を見ながら広げなければいけないということになれば、各委員会の傍聴ということにしてもいいと思う。そのときは、防音対策をするとか考えながら、当初は本会議だけというような形にしたらどうかと思う。
森田委員長	ほかに。
米田委員	逆に、様子を見たらいいわけで、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会も含めて実際にやって、議論や審査の障害になるかどうか分かる。本会議だけでは、障害があるかどうか分からない。やってみて、必要であれば施設の整備をしていくということ。参加した人は、本会議だけではなくて常任委員会に行ってみたいとか、いろいろとあるわけである。ここに書かれている会議全てが、対象でいいのではないかと思う。
坂本委員	試しに、3階応接室で子供にわいわいしゃべらせてみて、それがほかへ聞こえているか実験をしてみたか。
吉岡議事課長	実験はしていない。
坂本委員	誰か職員の子供に対応をしてもらって。
梶原委員	事務局が、現実的にできる案を出しているのだから、これでいいと思う。未就学児なので、この部屋や第3・第4委員会室で気になるかといえば、多分大丈夫だろうと思うが、それも含めて、各会派の意見でぜひやったらいいんじゃないかということになって準備したら、いつの議会から対応可能か。
森田委員長	事務局、どう想定しているか。
吉岡議事課長	開始時期であるが、この保育サービスを実施するに当たっての予算措置が現在で

R1. 12. 6 議会運営委員会

きていないことや、一定保育サービスの実施を県民の皆様に広報していく必要があるので、事務局としては、来年6月定例会を目処としたいと考えている。

梶原委員

対応可能な時期に合わせて、ぜひ進めていったらと思う。最後は、本会議だけなのか常任委員会も含めてなのか、どちらにしても6月議会からということになるのであれば、先ほどのインターネット中継とも合わせて、閉会日の議運のときに決めたらいいのではないか。やるはやるで現実的に可能なので、前向きにやるということも含めていただいて構わないが。

森田委員長

新しいシステムについて事務局が提案をしたので、この際、ほかの次回協議と一緒に持ち帰った上で協議して、再度結論を出す。方向性としては、託児サービスは実施するというので、どんなやり方かをもう少し会派で協議を願って、お集まりをいただくということで構わないか。

(了 承)

森田委員長

開始時期については、事務局が説明したように、予算がないので6月からということで持ち帰っていただきたいと思う。
それでは、さよう決してよいか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。
なお、実施も含めて具体的なことについては、会派の協議で次回持ち寄るということでお願いをしたいと思う。

5. 費用弁償の見直しについて

森田委員長

次に、費用弁償の見直しについてである。
協議に入る前に、前回までの各会派の御意見を整理しておきたいと思う。
自由民主党からは、「定額支給は必要である。額については検討の余地がある」との御意見、公明党からは、「定額プラス交通費実費支給としてはどうか」という御意見、一燈立志の会からは、「費用弁償イコール交通費ではないという考え方である」との御意見をいただいているし、また県民の会と日本共産党からは、「改めて実費支給を求める」との御意見であった。
前回の協議では、議論の内容を会派に持ち帰り、再度意見を調整していただいた上で、引き続き協議をすることとしていた。
会派内での意見調整の内容等を含め、改めて御協議を願う。

梶原委員

これまで、この議論をするに当たり全国的な動向もいろいろ見てきたし、そういったことも踏まえてかなり議論もしてきたので、先ほどのインターネット中継や傍聴機会の保障と合わせて、ある一定の会派としての意見を閉会日の議運で出したかどうかと思うが、いかがか。

森田委員長

他の会派はどうか。

R1. 12. 6 議会運営委員会

- 坂本委員 その際に、定額の部分については検討という自民党や、あるいは公明党は定額プラス実費で、定額は5,000円だということを前回言ったと思う。自民党は、定額の見直しをしたときに、定額はどれくらいを想定しているのかというのを、例えば閉会日のときに出されるということなのか。
- 梶原委員 定額部分の見直しも踏まえて、まだ会派の中でちょっと意見を調整をしている途中段階である。最終的に、定額部分が現行どおりなのか減額なのか、実費支給の分についても、実費支給にしたら事務局の業務がかなり煩雑になるのであれば、実費相当分の支給にするのか、そういった細部の協議をしているので、そこも踏まえて、自民党会派としてはこういう方向でということ意見を言えるように調整をしていきたいと思う。それを踏まえて、閉会日の議運では、何らかの自民党の意見を示せるようにしたいというふうなことである。
- 坂本委員 公明党にお聞きしたいが、定額部分は5,000円でプラス実費というふうな言い方だった。そうした場合には、高知市は現在より増額になるという考え方でいいのか。
- 西森副委員長 そういう形になる。定額部分というのはやっぱり必要であって、プラス交通費、そういうことである。
- 坂本委員 次回、またそれぞれの会派で持ち寄って議論するということはそれで結構だが、高知市部分が増額になるというのは、現行の議論より逆行した議論になるのではないかというふうなことも思う。うちの会派としては、実費支給あるいは支給なしというふうなところが出てきている傾向の中で、全体の流れがそういった方向にいくだろうと思うし、できれば実費支給というふうな方向性で見直しがされることを望みたいと思う。ただ、最終的には、閉会日に御議論したい。
- 西森副委員長 全体として、どうみるかということになってこようかと思う。そのことは付け加えておきたいと思う。
- 森田委員長 一燈立志の会は、定額は費用弁償という考え方で交通費ではないという基本的な考えをこの前言われていたが、その件について御意見はあるか。
- 大石委員 この間言ったとおりである。最終的な考え方は、もう1回、閉会日までにまとめておくが、基本的な方針はそうである。
- 森田委員長 意見が出たが、最終閉会日の後にもつ議運の席で、もう一度協議をするということで、今回は持ち帰りということで構わないか。
- (了 承)
- 森田委員長 それでは、そういうことにしたい。議論の内容を会派に持ち帰って、再度意見を調整した上で、引き続き協議をしていく。会派内への意見調整の内容を含めて、改めて協議をお願いすることとする。

6. 子育て世代の議員活動を保障する制度について

R1. 12. 6 議会運営委員会

- 森田委員長 次に、子育て世代の議員活動を保障する制度についてである。
この件については、他県の状況等の調査結果を会派に持ち帰って検討し、引き続き協議を行うこととしていた。なお、前回の協議において事務局から口頭で説明のあった、会議規則への欠席事由の明記以外の取り組みについての調査結果を、前回の議運の後に各会派へお配りしていたが、改めて8ページの資料8としてお手元にお配りしてある。
それでは、この件について、具体的な御提案等があれば、御発言願う。
- (な し)
- 森田委員長 ないようであれば、この件については、今後の課題とすることとし、いったん議運での議論を終了することで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 森田委員長 それでは、さよう決する。
これら引き続き協議をすることとなった項目については、閉会日12月26日木曜日に、あらためて協議したいと思うが、いかがか。
- (異議なし)
- 森田委員長 それでは、さよう決する。
- 委員会での湯茶の提供の見直し**
- 森田委員長 ここで、1点、お諮りしたいことがある。
前回の議運で、委員会での湯茶の提供は廃止し、ペットボトルやマイボトルの持ち込みを認めることとしたが、これまでに持ち込みが認められている飲み物の種類について、事務局に問い合わせがあったとのことである。
先の決定は、これまで提供されていた湯茶のかわりに持ち込むという趣旨であるので、この際、委員会に持ち込むことができる飲み物は、水またはお茶に限るということにしてはと思うが、いかがか。
- (了 承)
- 森田委員長 それでは、委員会に持ち込むことができる飲み物は、水またはお茶に限るとすることで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 森田委員長 それでは、さよう決する。
協議の途中であるが、冒頭でも申し上げたとおり、総務部長はここで関係職員とともに退席される。総務部長、御苦労さまでした。

7. その他

(1) 高校生フォトコンテスト

R1. 12. 6 議会運営委員会

森田委員長	<p>次に、その他である。 まず、9ページの資料9、高校生フォトコンテストについてである。 このことについて、事務局に説明をさせる。</p>
吉岡議事課長	<p>高校生フォトコンテストの実施について、御説明する。9ページ、資料9をごらん願う。 今回、第4回となるフォトコンテストについては、今月2日に応募を締め切ったところである。審査を今後行っていき、入賞作品を決定していくこととしているので、そのスケジュールについて御説明する。 資料9の中央の表をごらん願う。12月2日月曜日に応募を締め切り、18の学校から71人、146点の応募をいただいた。参考までに、10ページに過去からの応募状況を記載している。今回、応募人数、応募点数とも昨年度より増加し、過去最多となっており、特に応募点数は初めて100点を超え146点となった。 この後の予定である。来週の9日月曜日に、例年どおり第1次審査として高知県写真家協会の岩崎会長に入賞候補作品20点を選んでいただくこととしている。この1次審査を通過した作品の中から、議長賞1点、副議長賞1点、佳作3点程度の入賞作品を選出するための第2次審査を行う。この審査方法については、6月の議会運営委員会で御決定いただいたが、全ての議員の皆様の投票によることとしている。このため、開会日前日の11日水曜日に資料上部の写真にあるように、1階玄関前に1次審査を通過した入賞候補作品20点を展示するとともに、控え室の皆様の方に投票用紙を配布する。この投票用紙にフォトコンテストのテーマである「高知の魅力」「高知の自然」にふさわしいと思われる作品5点以内で印をつけ、掲示板横にある投票箱に入れていただくこととしている。 議会開会中の大変忙しいときであるので、投票は任意とし、投票締め切りを12月20日常任委員会初日の午後5時とし、時間が来ればその時点で終了する。なお、委員会が長引いた場合は、委員会終了時刻から1時間後まで延長する。そして、翌週の23日から25日の間に事務局において投票数を確認、議長・副議長に御報告し、入賞作品を決定する。そして、12月26日閉会日の議運で入賞作品を御報告し、その後全議員に入賞作品の一覧をお配りするとともに、ホームページに掲載、発表することとしている。なお、表彰式については、入賞者の方の御都合もお伺いしながら、後日調整させていただく。 以上である。</p>
森田委員長	<p>何か質問、御意見はないか。</p>
梶原委員	<p>前に、議運の場か審査の場か忘れたが、1次審査を協会の会長1人が選ぶとどうしても偏りがでてくるので、協会として20点を選んでいただいたらどうかということをおっしゃっていただいたと思う。それも含め、今回は間に合わなかったのか、協議をしたのか、経過をお願いしたい。</p>
吉岡議事課長	<p>委員から話があったときには、1次審査を例年どおり行っていただくことを話しており、なかなか切り出しにくかったという状況がある。今後、来年度に向けて会長、協会と協議をしたいと思う。本年度については、例年どおりということにしたいと考えている。 以上である。</p>

R1. 12. 6 議会運営委員会

森田委員長

ほかに。

(な し)

森田委員長

それでは、事務局報告のとおりで、御了承願う。

(了 承)

森田委員長

12月20日が投票締め切りなので、なお積極的な投票について、委員の皆さんからも各議員への呼びかけをよろしく願います。

(2) 令和元年度議会費 12 月補正予算

森田委員長

次に、11ページの資料10、令和元年度議会費12月補正予算についてである。このことについて、事務局から説明をさせる。

(榎谷総務課長、説明)

森田委員長

何か質問はないか。

(な し)

森田委員長

それでは、説明のとおりで、御了承願う。

(3) その他

森田委員長

最後に、その他で何かないか。

大石委員

総務部長も退席されたし、いったん決が終わったものを戻して恐縮である。水かお茶であるが、この間ニュースで、国会の農林水産委員会で牛乳を配っているとかあったし、水とお茶に限らなくてもいいのではないか。合わせて県産品を推奨するとか、それくらいの懐でいったらどうかというのが私の個人的な思いであるが、どうか。

森田委員長

皆さん、一回御決定いただいていたが、議論してよろしいか。

三石委員

お茶を運んでもらうのをやめようということがもとなので、気持ちはわからなくはないが、まずはそれをやってみよう。

森田委員長

水かお茶でよろしく願います。
ほかに。

(榎谷総務課長、挙手)

森田委員長

榎谷総務課長、どうぞ。

R1. 12. 6 議会運営委員会

樫谷総務課長

資料であるが、12ページ、13ページについて御説明する。

議会本館及び別館の屋上等について、防水工事を予定している。これらについては、防水加工について劣化が認められ、このまま放置しておくとう雨水が建物に侵入し、建物の劣化を早めることなどから、今年度管財課において必要な予算を確保し、設計や入札を行い、この度現場工事に入る予定になっている。このことに伴い、資料の「お知らせ」とある部分の下の（１）に書いているように、議員駐車場の一部が利用できなくなる。

具体的には、左半分の図面で、①駐車不可と記載している部分である。このスペースに現場事務所や足場が設置されることから、議員駐車場の6台分が駐車できなくなる。①以外の議員駐車場、別館の下や議会棟東側の駐車スペースについては御利用できるもので、これらが満車の場合に御迷惑をおかけすることになってくる。なお、駐車不可となる6台分については、議会棟玄関前の植え込みの北側に、代替の駐車スペースを御用意する。

ただし、土日は外来駐車場を一般に開放している関係で、代替駐車場が別の場所となる。13ページであるが、図面の左側に斜線で示している箇所が土日の代替駐車スペースとなる。この場所は、ふだんは出先公用車置き場として使用しているスペースで、昨年別館の外壁工事を実施した際に、代替駐車場として御利用いただいた場所と同じ場所となる。土日に、別館の下や本館東側の議員駐車場が満車の場合には、議会棟から少し離れてしまい御迷惑をおかけするが、こちらの駐車場を御利用いただきたいと思いますと考えている。

利用に当たっては、まずこちらに入る際にはお堀の西橋からの進入になるが、入り口にロープが張られているので、通行する際にロープを外して張り直していただくようお願いする。また、土日の駐車スペースの場所については、議員駐車場であることを示すコーンを置くが、金曜日の夜の駐車状況に応じて、コーンの場所が若干週によって変わるということがあるので、御了承願う。

12ページにお戻り願う。（１）の①駐車不可の期間については、12月10日から3月上旬を予定している。開始が来週の火曜日からとなっており、直前のお知らせとなってしまう申しわけない。なお、終了時期については、天候等によって作業が左右される部分があるので、具体的な日程が決まり次第、改めてお知らせさせていただく。

次に（２）である。今回の工事に伴い、若干の騒音、高圧水洗浄時の水流の吹きつけ音や機械音などが発生する。ただし、コンクリートを砕いたりする激しい騒音や振動は発生しない見込みと聞いている。なお、工事箇所は議会棟本館及び別館の屋上等としているが、「等」として2階や3階のベランダ部分の防水工事を伴うため、ベランダへの作業員の出入りがある。このため、委員会の開催日は、委員会室のベランダ部分の工事を避けるなど日程に配慮するとともに、ベランダに面した部分については、プライバシー確保のために半透明のシートで目隠しをするなどの対応をさせていただく。なお、資料には記載していないが、工事期間中は作業に伴い議会棟周辺の作業員の通行などにより、皆様の通行に御迷惑をおかけする可能性があるが、御了承願う。

皆様にはいろいろと御不便をおかけするが、議会棟を安全、快適かつ長持ちさせるために必要な工事であるので、御協力をお願いする。

説明は以上である。

森田委員長

何か質問はあるか。

R1. 12. 6 議会運営委員会

梶原委員

土日の代替スペースはかなり離れているし、議会棟別館と①の駐車不可以外はとめられるんですよね。ここまで土日に皆さんが勢ぞろいすることもないので、たぶんあまり使わないと思う。その使わないものに再々コーンを置いてもらってというのは、面倒も負担もかける。逆に、土日はここがいっぱいになって、さらに足りないというのであれば、その後考えるくらいにしていたほうが負担をかけないと思うし、たぶん皆さんもそれでいいのではないかと思う。

あわせて、日ごろの通行であるが、通勤の時間帯であるとか夕方であるとか、車の出入りと歩行者、たまには自転車も通ったりするので、結構危ないときがある。ここは議会の駐車用の通路でもあるし、車も通るという注意書きなんかをもう少し皆さんの目に入るようにしていただければ。そこをできるだけ、何か考えていただいたらと思う。

樫谷総務課長

御意見を踏まえて、土日の駐車場については、課題が生じてからの対応ということで調整をしたいと思う。通行に際しての注意書きについては、管財課と調整して、できるだけ対応する。

森田委員長

ほかにないか。

坂本委員

これは、完全に駐車場の分だけで、駐輪は今のところに置いて支障はないか。

樫谷総務課長

現時点での予定では、支障がないと聞いている。

森田委員長

ほかに。

(な し)

森田委員長

それでは、説明のとおりで、御了承願う。
ほかに何かないか。

(な し)

森田委員長

それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、質問最終日の12月19日木曜日、午前9時から開催することとする。
協議事項は、議案の付託等についてである。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。